

姫路市教育委員会会議録（令和6年3月）

○ 日 時 令和6年3月21日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第40号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第41号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第42号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第43号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第44号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について

議案第45号 職員に対する処分について

議案第46号 姫路市立図書館協議会委員の任命について

日程第4 報告

1 市立小・中・高等学校における体育館の空調設備の整備について

2 学校給食費（給食食材費）の改定について

3 令和6年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜の受検者及び合格者数について

4 いじめ重大事態の対応状況について

日程第5 教育長職務代理者の指名について

日程第6 次回委員会開催日時等

日程第7 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）平田教育次長、村田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、干谷城内図書館長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、沖端教職員課長、森学校指導課長、大西健康教育課主幹

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、
報告事項の3 令和6年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜の受検者及び合格者数について
報告事項の4 いじめ重大事態の対応状況について
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第40号、第41号及び第44号は、関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第40号、第41号及び第44号は、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第40号、第41号及び第44号から第46号は、会議規則第15条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当し、報告事項の4は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 40 号、第 41 号、第 44 号から第 46 号及び報告事項の 4 は、非公開と決定します。

教育長

- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 42 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 42 号について説明)
「1 改正の理由」につきましては、県において、高等学校教育職給料表昇格時号給対応表が改正されたこと、及び本市の行政職給料表昇格時号給対応表が改正されたことから、市立学校職員の昇格時号給対応表について同様の改正を行おうとするものでございます。また、それぞれの降格時号給対応表についても、同様の改正を行うものでございます。
次に、「2 改正の概要」につきましては、1 点目は、昇格時号給対応表の改定でございます。高等学校職員給料表昇格時号給対応表については、県費負担教職員との均衡を図るため兵庫県の給料表昇格時号給対応表に合わせて改正し、幼稚園職員給料表昇格時号給対応表については、人事交流を行っている保育士との均衡を保つため、本市の行政職給料表昇格時号給対応表と同様となるよう改正を行おうとするものでございます。2 点目は、降格時号給対応表の改定でございます。1 点目と同様の趣旨で改正を行おうとするものでございます。
「3 施行期日」につきましては、本年 4 月 1 日といたします。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 42 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 42 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 43 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 43 号について説明)
「1 趣旨」につきましては、姫路市立そうめん滝キャンプ場が廃止となることに伴いまして、市長から地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務について、教育委員会の補助機関である職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員による補助執行を解除することについて、協議の申入れがあったものでございます。
次に、「2 協議の理由」につきましては、「姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例」により、姫路市立そうめん滝キャンプ場が令和 5 年度末をもって廃止となることから、規程上の整合を図るための措置としまして、補助執行の解除について協議するものでございます。
「3 補助執行を解除しようとする事務」につきましては、公の施設の管理に関することのうち「姫路市立そうめん滝キャンプ場」に関することとさせていただきます。
「4 補助執行の解除日」につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からとしております。
戻っていただきまして、市長からの当該補助執行の解除についての申入れに対する回答につきましては、異存のない旨回答しようとするものです。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 43 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 43 は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
報告事項の 1 市立小・中・高等学校における体育館の空調設備の整備について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校施設課長 報告事項の 1 について説明)
本件は、市立小・中・高等学校における体育館の空調設備の整備に係る、整備

スケジュールや空調方式などについて御報告するものです。

はじめに、事業の目的ですが、近年、夏の猛暑が続き、熱中症特別警戒アラートが発令されるなど、児童・生徒を熱中症から守るための取組として、姫路市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の計 107 校の体育館へ空調設備を整備し、教育環境を改善するとともに、避難所としての機能強化を図るものでございます。

整備期間及びスケジュールにつきましては、令和 6 年度にかけて実施設計を行い、令和 6 年度から 8 年度の 3 カ年で整備を完了する予定でございます。整備スケジュールは、学校現場の負担を軽減するために、校舎等、ほかの大規模な改修工事と極力重複しないよう各校の工事の状況を勘案し設定いたします。

次に、空調方式につきましては、原則、令和元年度に整備しました普通教室の空調方式に基づくこととしておりますが、電気室の改修等に多額の費用を要することが見込まれる学校については、LP ガス方式を採用いたします。また、統合が予定されている学校については、大風量スポットエアコンを整備することとしており、空調方式の内訳は、電気方式が 37 校、大風量スポットエアコンが 4 校、都市ガス方式が 59 校、LP ガス方式が 7 校となっております。

整備手法につきましては、1 校につき 1 施設と普通教室に比べて整備が容易であることや、地元企業の参入を促進したいとの観点から、DB 方式は採用せず、従来どおりの発注方法で整備いたします。なお、体育館の長寿命化改修等が予定されている学校につきましては、当該改修の中で整備いたします。

最後に、事業費及びその財源について、総事業費は約 50 億円、主には、充当率及び交付税措置率が高い「緊急防災・減災事業債」を活用し、一部、長寿命化改修の中で整備する場合は、国庫補助金等を活用することとしており、それら交付税措置や国庫補助金を加味した実質的な市の負担額は約 19 億円程度を見込んでおります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

3 カ年で工事することになっており、大規模改修のあるところとないところがあるかと思えます。工事を進めるにあたって、学校毎の優先順位は教育委員会が明示したうえで、発注を行いますか。若しくは受注する業者にこの範囲内で行うこととし、発注を行いますか。

(答)

工事になりますので、まず入札を行います。業者の都合の良い期間に行うこととなりますと学校の行事等に干渉する場合がありますので、あくまで学校の都合を優先して整備期間を設定し発注するように努めてまいります。

(問)

3 カ年の割振りはどうなりますか。

(答)

3 カ年を設定しておりますが、令和 6 年度の前半は設計が主になります。そのた

め一番早く整備されるブロックと一番遅くに整備されるブロックの差は1年半程度を見込んでおり、出来るだけ差がないように進めていきたいと思ひます。

(問) 高等学校の場合は、統合が間近となるため優先的に整備されますか。

(答) 設計の発注をそれぞれの学校がある中学校ブロックを主として行うことを計画してあります。それぞれの学校の中学校ブロックの中で例えば大規模改修等がありますとそのブロックの中で年度を外れることになりましますので、現在の予定は高校につきましては、令和7年度に整備する予定です。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思ひます。

教育長 ○ 次に、
報告事項の2 学校給食費（給食食材費）の改定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ （健康教育課主幹 報告事項の2について説明）

1「給食費の改定理由」についてでございますが、本市の給食費は、4年ごとの定期見直しを行うほか社会情勢の変化等を考慮して改定の検討を行っております。現在、物価高騰や原油価格の高騰に伴う輸送経費等の値上がりなどにより学校給食用食材の価格が上昇しております。これまで献立の工夫や国の交付金の活用等を行ってまいりましたが、現在の給食費の額では今後、充実した又は栄養価等の基準を満たす給食の提供が困難になるおそれがあるため改定を行おうとするものでございます。

2「姫路市学校給食運営審議会への諮問」でございますが、学識経験者、児童生徒の保護者代表等により構成され、学校給食の運営についての調査審議を目的に設置された姫路市学校給食運営審議会において、給食費の改定についての審議を行いました。そして、教育委員会として、同審議会での意見を踏まえ、令和6年度からの給食費については増額改定する方針を決定いたしました。

3「給食費の改定」につきましては、上記の方針のもと、本市における令和6年度の予算編成において給食費の改定について検討を重ねた結果、令和6年度以降4年間の給食費の額は、次の表のとおりといたします。ただし、保護者への負担を考慮し、令和6年度については、改定に伴う増額分について「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、保護者負担の軽減を図ります。

4「令和6年度における保護者負担への対応」でございますが、令和6年度における給食費の増額分は保護者に負担転嫁せず公費負担とし、給食費は小学校270円、中学校300円のまま据え置くことといたします。なお、据え置くための財源につきましては、令和5年度補正予算で措置することとし、当該補正額1億5,260万円を令和6年度へ繰り越すことにより対応いたします。今後も、安全安

心な給食提供のため、学校給食の安定確保に努めてまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

令和6年度以降4年間の給食費が増額改定額になるにあたり、令和6年度については交付金を活用して公費負担となりますが、残りの3年間は保護者負担になりますか。それとも毎年公費負担の予定ですか。

(答)

令和6年度につきましては、国の交付金が出ることで決定しており公費で負担いたします。令和7年度以降につきましては、現在国の予算等が決まっておりません。現状のままであれば、規則の改正通り20円の保護者負担の増になりますが、国の動向等を注視し、交付金等が当たるようであれば検討していきたいと思っております。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の3 令和6年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の3について説明)

まず、2月15日に実施しました推薦入学につきましては、姫路高校探究科学コースは、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも49名、合格者40名で、倍率は1.23、琴丘高校国際文化科は、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも56名、合格者数40名で、倍率は1.40、飾磨高校健康福祉コースは、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも43名、合格者数40名で、倍率は1.08でございました。推薦入試全体の倍率は、兵庫県推薦入学等志願状況において、昨年度の倍率1.26に対し1.28とほぼ横ばいでございます。なお、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ等による別室受検及び欠席は3校ともございませんでした。

次に、3月12日に実施されました一般入試における複数志願選抜につきましては、姫路高校は、定員200名に対して、志願者数、受検者数とも197名、倍率は0.99でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。琴丘高校は、定員200名に対して、志願者数、受検者数とも210名、倍率は1.05でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。飾磨高校は、定員200名に対して、志願者数、受検者数とも204名、倍率は1.02でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。なお、別室受検として対応を行ったものは、姫路高校におきまして、インフルエンザ罹患者が1名、飾磨高校におきまして、吐き気による体調不良者が1

名でございました。

市立3校は、令和8年度に統合・再編を控えておりますが、各高校がオープンハイスクールや学校ホームページを通して、市立高校の魅力を保護者や中学生に積極的に情報発信を行っていることが、受検者の一定数の確保につながっていると考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

複数志願選抜の受検者数が相対的にかなり減っていますが、これは令和8年度の学校再編を見越しての状況ですか、それとも別の要因によるものですか。また、昨年度からの県立高校等の倍率の変動に対して位置関係はどういったものですか。

(答)

市立3校につきましては、昨年度までと比べますと複数志願選抜についてはかなり倍率が下がっているのは確かです。他の県立高校につきましても学校にもよりますが全体的に倍率が下がっており、目立って倍率が高いところは見受けられない状況です。要因につきましては、再編や統合が関係しているかどうかは分かりかねる状況です。

(問)

県立高校も統合されますが、兵庫県においても全般的に倍率が下がってきており、市立と比べてあまり変わらない状況ですか。

(答)

御指摘のとおりで、県立に関しても以前に比べると少し下がってきており、私立を受験する生徒が増えてきている印象を受けます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第5 教育長職務代理者の指名についてに入ります。

○ 教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められているものでございます。任期については、法律で具体的な定めがないため、1年間を区切りとして、令和5年度は角谷委員に就任していただいております。

○ 令和6年4月1日から1年間の教育長職務代理者として、中野委員を指名します。

- 中野委員 ○ 教育長職務代理者をお受けいたします。
教育長職務代理者は、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督につきましては、非常勤である私が職務を担うことは困難であると考えますので、教育次長に委任したいと思います。
- 教育長 ○ ただいま、中野委員から教育次長へ職務の委任につきまして、申出がありました。中野委員が、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督の職務を行うことは困難であると認め、教育長職務代理規則第2条の規定により、教育次長に委任することといたします。
- 教育長 ○ 次に、日程第6 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、4月18日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、4月18日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、4月18日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第7 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) ・全市校園長会について
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後4時35分)